

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度大潟村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	47,549千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	561,410千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	110,177	15,101		20,001	10,188	64,887
	障害者福祉事業	76,969	51,552			3,449	21,968
	高齢者福祉事業	70,143	10,062		20,534	5,367	34,180
	児童福祉事業	72,555	62,321			1,389	8,845
	小計	329,844	139,036		40,535	20,392	129,881
社会保険	国民健康保険事業	13,605	10,202			462	2,941
	介護保険事業	47,922	594			6,423	40,905
	後期高齢者医療事業	51,931	9,231			5,795	36,905
	小計	113,458	20,027			12,679	80,752
保健衛生	疾病予防対策事業	90,325	3,900		7,521	10,707	68,197
	診療所事業	27,783				3,770	24,013
	小計	118,108	3,900		7,521	14,478	92,209
合計		561,410	162,963		48,056	47,549	302,842